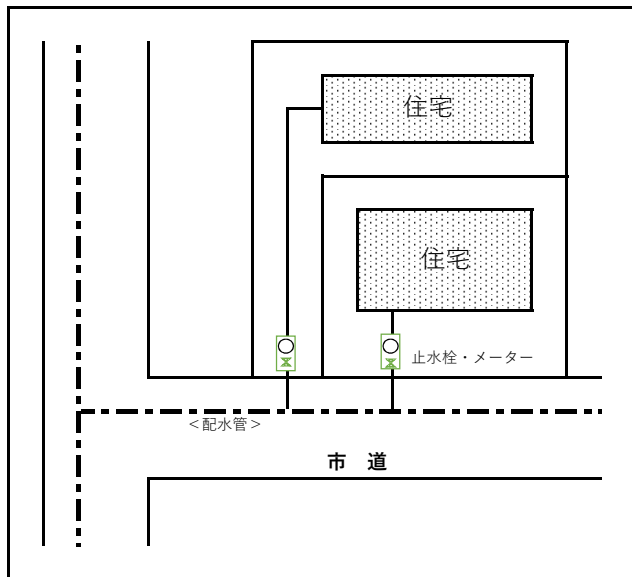
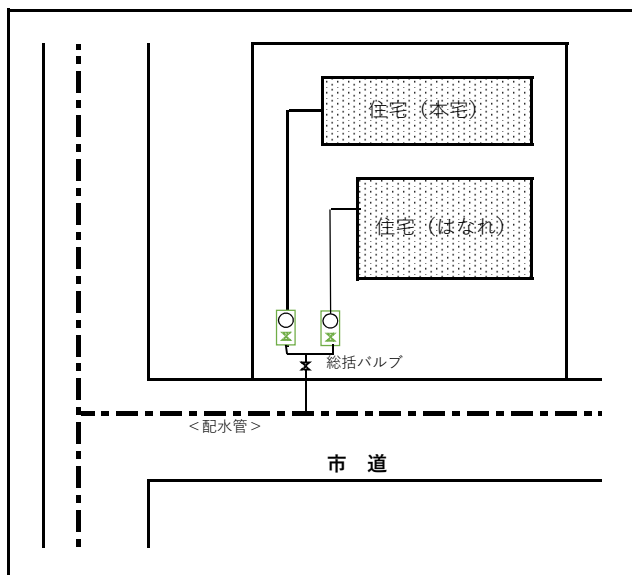


水道メーターの設置例（第6条関係）



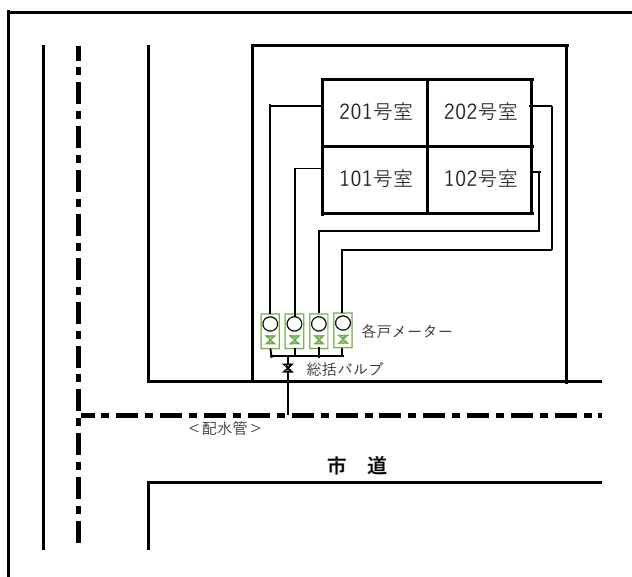
一般的な戸建て住宅の場合のメーター設置例

- ・官民境界より概ね1m以内に設置すること
- ・メーターまで直線的に立入りができること
- ・メーターまでの間にフェンス・塀等の障害物を設置しないこと
(設置をした場合は検針が可能なように扉や切欠きを設ける)



二世帯住宅等でメーターを個別に設置する場合

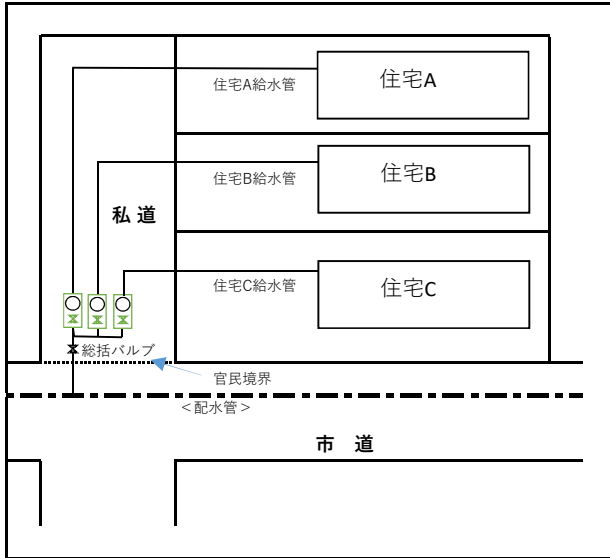
- ・官民境界より概ね1m以内に総括バルブを設置すること
- ・市の責任区分は総括バルブ手前までとする（総括バルブを含まず）
(ただし、メーターのナット部分からの漏水、一次止水栓本体並びに継手部分からの漏水については市の修繕区分とする)
- ・メーターまで直線的に立入りができること
- ・メーターまでの間にフェンス・塀等の障害物を設置しないこと



集合住宅等でメーターを個別に設置する場合

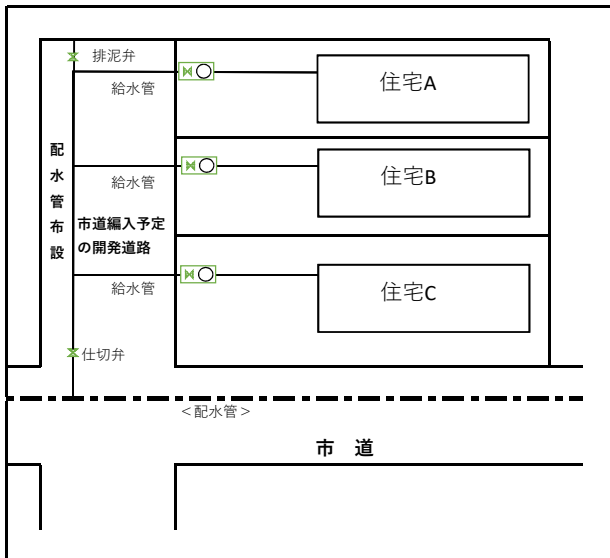
- ・官民境界より概ね1m以内に総括バルブを設置すること
- ・各戸のメーターは総括バルブに程近い位置に設置すること
- ・市の責任区分は総括バルブ手前までとする（総括バルブを含まず）
(ただし、メーターのナット部分からの漏水、一次止水栓本体並びに継手部分からの漏水については市の修繕区分とする)
- ・メーターまで直線的に立入りができること
- ・メーターまでの間にフェンス・塀等の障害物を設置しないこと

水道メーターの設置例（第6条関係）



分譲地等で前面道路が私道の場合

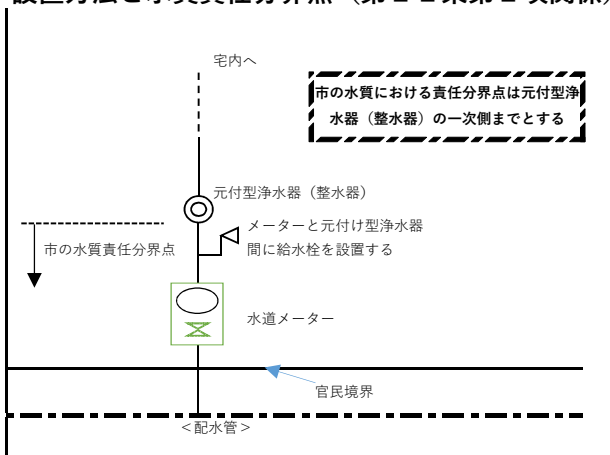
- ・官民境界より概ね1m以内に総括バルブを設置する
- ・漏水等の市の責任区分は総括バルブ手前まで（総括バルブを含まず）
- ・各戸のメーターは総括バルブに程近い位置に設置する



分譲地等で前面道路を市道に編入する場合

- ☆「市道編入予定道路に配水管を布設する時の管理予定者との協議」を必ず事前に行うこと
- ・メーターは官民境界から概ね1m以内に設置すること
- ・漏水等の市の責任区分はメーター二次側ナットまでとする

元付型浄水器（整水器）等の設置における設置方法と水質責任分界点（第22条第2項関係）



元付型浄水器（整水器）とは

- ・水道メーター直後に設置する浄水器（整水器）のこと
- で、宅内の水栓すべてを浄水または整水するもの

元付型浄水器（整水器）を設置する時の施工方法

- ・メーターと元付型浄水器（整水器）の間に、給水栓を1栓設置しその給水栓で市は水質を確認する

元付型浄水器（整水器）を設置する時の責任分界点

- ・元付型浄水器（整水器）の一次側までとし、それ以降の水質の責任を市は負わない